

呉市斎場次期事業

実施方針

令和 7 年 3 月

呉市

もくじ

用語の定義	1
事業の事業スキーム（例）	3
第 1 特定事業の選定に関する事項	4
1 事業の内容に関する事項	4
(1) 事業名称	4
(2) 事業に供される公共施設等の種類	4
(3) 公共施設等の管理者の名称	4
(4) 事業目的	4
(5) 事業期間	4
(6) 事業方式	4
(7) 事業範囲	4
(8) 事業者の収入	5
(9) 遵守すべき法令等	5
2 特定事業の選定及び公表に関する事項	6
(1) 選定基準	6
(2) 選定方法	6
(3) 選定結果の公表	6
第 2 事業者の募集及び選定に関する事項	7
1 事業者の募集及び選定方法	7
(1) 基本的な考え方	7
(2) 選定の方法	7
2 募集及び選定スケジュール	7
(1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）	7
(2) 募集・選定手続き等	7
3 参加要件	9
(1) 応募者の構成	9
(2) 共通の参加要件	10
(3) 担当業務別の参加要件	10
(4) 参加資格の確認基準日	11
(5) 参加資格の失効等	11
(6) SPC 設立等の要件	12
(7) 提案書類の取扱い	12
4 審査及び事業者の選定に関する事項	12
(1) 選定委員会の設置	12
(2) 審査の方法	12
(3) 公募の中止等	13
(4) 優先交渉権者を選定しない場合	13

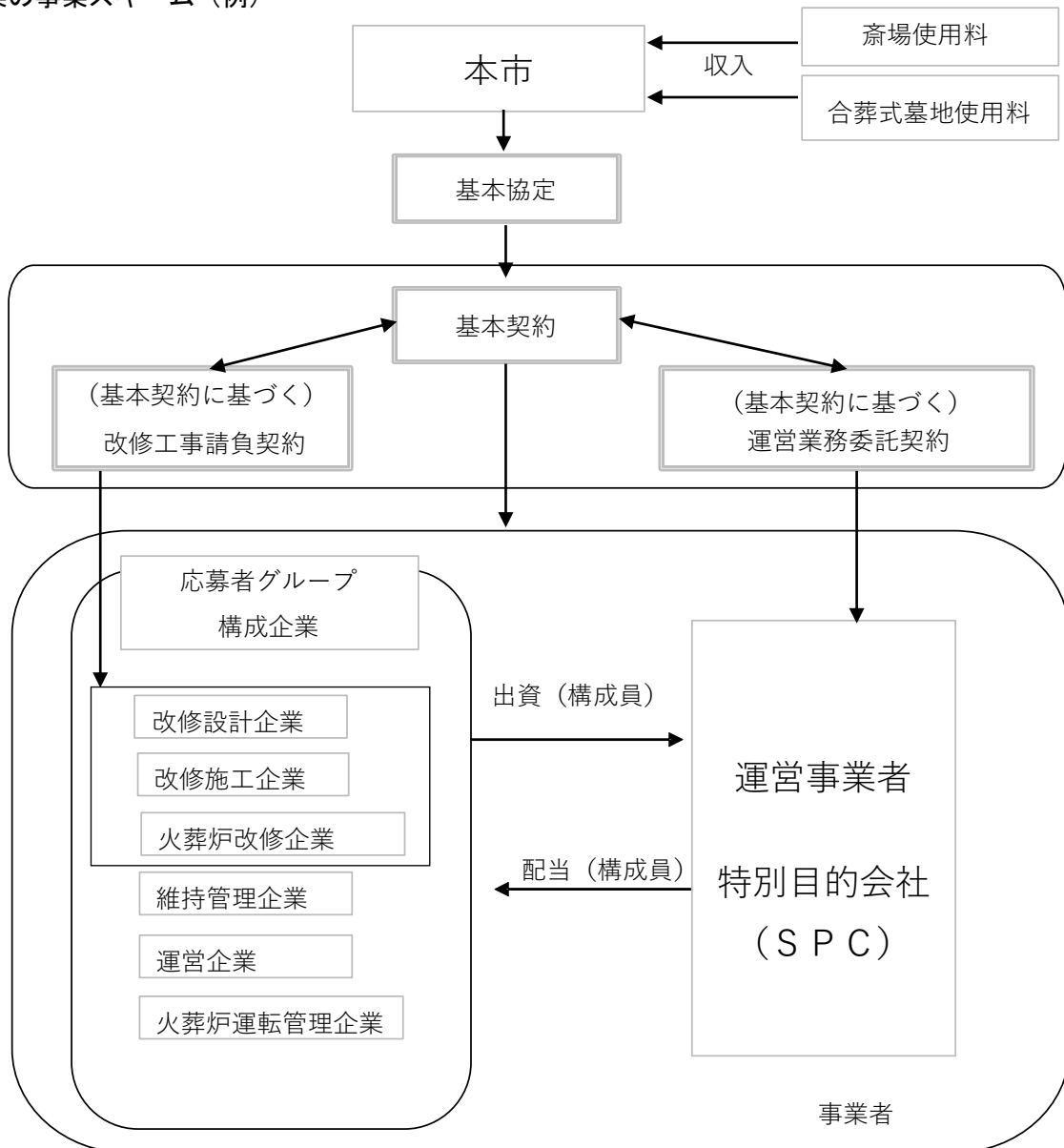
第3	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	14
1	基本的な考え方	14
2	予想されるリスクと責任分担	14
3	事業の実施状況のモニタリング	14
第4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	15
第5	事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	16
第6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	17
1	事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	17
2	本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	17
3	当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	17
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	18
1	法制上及び税制上の措置	18
2	財政上及び金融上の支援	18
3	その他の支援に関する事項	18
第8	その他特定事業の実施に関し必要な事項	19
1	議会の議決	19
	(1) 債務負担行為	19
	(2) 契約締結	19
2	提案に伴う費用負担	19
3	情報公開及び情報提供	19
4	本事業において使用する言語、通貨単位等	19
5	問い合わせ先	19

用語の定義

No	用 語	定 義
1	施設改修型ＤＢＯ方式	ＤＢＯ方式（資金調達を民間に求めず、設計、建設、維持管理運営を一括発注する方式）のうち、既存施設を対象として委託する方式
2	本施設	呉市斎場における建築物及び火葬炉、構内道路等の外構の全てを総称している。
3	本事業	本市が実施する呉市斎場次期事業をいう。
4	事業者	構成員、協力企業及び運営事業者を総称して又は個別にいう。
5	本市	呉市をいう。
6	優先交渉権者	応募者の中から本事業を実施する者として選定された応募者であり、契約成立後、本事業を実施する者をいう。
7	構成員	応募者のうち、優先交渉権者として決定後、運営事業者（SPC）への出資を行う者をいう。
8	協力企業	応募者のうち、運営事業者への出資を行わない者で、本事業の実施に際して、改修・施工業務及び運営業務のうちの一部を請負又は受託することを予定している者をいう。
9	特別目的会社	優先交渉権者の構成員の出資により、本事業の運営業務の実施のみを目的として設立される株式会社のことを特別目的会社（SPC：Special Purpose Company）といい、本事業では「運営事業者」のことをいう。
10	基本協定	本事業開始のための基本的事項に関し、本市と優先交渉権者が締結する呉市斎場次期事業基本協定書に基づく協定をいう。
11	運営事業者	優先交渉権者の構成員が株主として出資設立する特別目的会社であり、本事業の維持管理運営業務を担当する者をいう。
12	事業契約	本事業に係る基本契約、改修工事請負契約及び運営業務委託契約を総称して又は個別にいう。
13	事業仮契約	契約締結前の事業契約をいう。
14	実施要領等	本市が本事業の実施に際して公募時に公表する実施要領、要求水準書、事業者選定基準書、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、改修工事請負契約書（案）、運営業務委託契約書（案）その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。

No	用 語	定 義
15	PFI 法等	PFI 法、PFI 法に基づく「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」及びガイドライン（PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン、PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン、VFM（Value For Money）に関するガイドライン、契約に関するガイドライン－PFI 事業契約における留意事項について－、モニタリングに関するガイドライン、公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン）を総称して又は個別にいう。
16	PFI 法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。
17	実施方針	「呉市斎場次期事業実施方針」をいう。
18	実施要領	公募時に公表する「呉市斎場次期事業実施要領」をいう。
19	要求水準書	公募時に公表する「呉市斎場次期事業要求水準書」をいう。
20	事業者選定基準	公募時に公表する「呉市斎場次期事業事業者選定基準」をいう。
21	様式集	公募時に公表する「呉市斎場次期事業様式集」をいう。
22	基本協定書（案）	公募時に公表する「呉市斎場次期事業基本協定書（案）」をいう。
23	基本契約書（案）	公募時に公表する「呉市斎場次期事業基本契約書（案）」をいう。
24	改修工事請負契約書（案）	公募時に公表する「呉市斎場次期事業改修工事請負契約書（案）」をいう。（設計を含む。）
25	運營業務委託契約書（案）	公募時に公表する「呉市斎場次期事業運營業務委託契約書（案）」をいう。
26	応募者	本事業の公募に参加する企業グループをいう。
27	構成企業	応募者の構成員と協力企業を総称して又は個別にいう。
28	代表企業	公募時に参加者の代表を務める者をいう。
29	不可抗力	暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、地震その他の自然災害及び騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち、通常予見可能な範囲外のものであって、本市及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。
30	特定事業	本事業においては PFI 法等に準じて実施する事業をいう。

事業の事業スキーム（例）



第 1 特定事業の選定に関する事項

1 事業の内容に関する事項

(1) 事業名称

呉市斎場次期事業

(2) 事業に供される公共施設等の種類

火葬場

(3) 公共施設等の管理者の名称

呉市長 新原 芳明

(4) 事業目的

現在、呉市斎場は、平成 16 年 3 月から P F I 事業により整備・管理運営しており、事業期間は令和 8 年 3 月 31 日までである。事業期間終了後も、当該施設の目標使用年数を 65 年と想定した上で、次期事業期間（20 年間）について、建物・建築設備及び火葬炉設備を引き続き使用するため、経年劣化等が予想される施設の性能や機能を、計画的な維持管理・改修等の実施により長寿命化を図り、安定的・効率的に存続させるとともに、引き続き高いサービス水準での施設の維持管理・運営を行うことを目的とする。

なお、呉市公共施設に関する個別施設計画（令和 3 年 3 月）」における「長寿命化事業の計画」の考え方を基本としつつ、施設更新に係る単年度当たりの負担の平準化及び軽減を図ることとする（火葬炉の更新を除く）。

(5) 事業期間

契約締結日から令和 28 年（2046 年）3 月末日まで

(6) 事業方式

本事業は、施設改修型 DBO 方式とする。

(7) 事業範囲

本事業の範囲は次のとおりとする。業務内容の詳細については、公募時の要求水準書で提示する。

ア 改修等業務

- ・改修設計業務
- ・施設・設備等の改修業務
- ・火葬炉改修業務
- ・その他本施設の整備上必要な業務

イ 維持管理業務

- ・建物保守管理業務
- ・設備保守管理業務
- ・火葬炉保守管理業務
- ・清掃業務
- ・植栽・外構等維持管理業務

- ・警備業務
- ・残骨灰、飛灰の管理業務
- ・無縁の塔、合葬式墓地の維持管理上必要な業務
- ・その他維持管理上必要な業務

ウ 運營業務

- ・予約受付業務
- ・利用者受付業務
- ・告別業務
- ・炉前業務
- ・火葬炉運転・監視業務
- ・収骨業務
- ・その他業務

(8) 事業者の収入

本市は、本事業の実施について、地方自治法第 214 条に規定する債務負担行為に基づき、事業者が実施した業務に対し、本市と事業者、本市と事業者との間で締結する事業契約に定めるところにより、契約期間にわたって、本事業の実施において事業者が行う業務に係る対価を事業者に対し支払う。

(9) 遵守すべき法令等

本事業の実施に当たり、遵守すべき法令、条例、基準等（以下「関係法令等」という。）は次に示すとおりであり、いずれも業務実施時点の最新のものを適用すること。また、ここに示されていない関係法令等であっても、本事業の実施にあたり必要とされる関係法令等について遵守すること。

なお、関係法令等に基づく許認可等が必要な場合は、事業者がその手続きを実施すること。

ア 法令

- ・墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）
- ・建築基準法（昭和 25 年法律第 251 号）
- ・消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）
- ・建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（建設リサイクル法。平成 12 年法律第 104 号）
- ・高齢者、障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法。平成 6 年法律第 44 号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- ・騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ・振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ・電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ・高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）
- ・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 47 号）
- ・危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）
- ・電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）

- ・エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法。昭和 54 年法律第 49 号）

イ 条例

- ・広島県福祉のまちづくり条例（平成 7 年広島県条例第 4 号）
- ・広島県建築基準法施行条例（昭和 47 年広島県条例第 16 号）
- ・呉市建築基準法施行細則（平成 6 年呉市規則第 9 号）
- ・呉市斎場条例（昭和 26 年呉市条例第 108 号）
- ・呉市斎場条例施行規則（昭和 26 年呉市規則第 94 号）
- ・呉市合葬式墓地条例（令和 3 年呉市条例第 56 号）
- ・呉市合葬式墓地条例施行規則（令和 4 年呉市規則第 16 号）
- ・墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成 20 年呉市規則第 29 号）
- ・呉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年呉市条例第 30 号）

ウ 指針等

- ・火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針（平成 12 年 3 月）
- ・建築保全業務共通仕様書（国土交通省）（最新版）
- ・火葬場の建設・維持管理マニュアル改訂版（日本環境斎苑協会）

※その他、上記に関するすべての関連施行令・規則等についても含むものとし、また、本事業を行うに当たり必要とされるその他の関係条例及び関係法令等についても遵守のこと。

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

次に示す PFI 法等に定められている考え方・手順に準じて、本事業を特定事業として選定することとする。

(1) 選定基準

本市が本事業を PFI 法等に準じて実施することにより、公共サービスが同一水準にある場合において事業期間における本市の財政負担の縮減が期待できる場合、又は本市の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上が期待できる場合には、本事業を特定事業として選定する。

(2) 選定方法

本市の財政負担の額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

公共サービスの水準は、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

これらを総合的に評価する。

(3) 選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合には、その結果を評価の内容と併せて本市のホームページにおいて速やかに公表する。また、特定事業として選定しないこととした場合にも、同様に公表する。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

(1) 基本的な考え方

本事業は、施設の改修等、維持管理、運営の各業務を通して、事業者に効果的かつ効率的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価する必要がある。

このことから、事業者の選定に当たっては、改修等、維持管理、運営の事業計画における業務遂行能力、地域の活性化への配慮及び本市の財政負担の軽減等を評価する。

(2) 選定の方法

本事業における事業者の募集及び選定については、競争性・透明性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザルにより行う予定である。

2 募集及び選定スケジュール

(1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

募集及び選定は、次のスケジュールにより行う予定である。

時 期	内 容
令和7年3月13日	①実施方針の公表
令和7年3月13日 ～3月19日	②実施方針に関する質問・意見の受付
令和7年3月下旬	③質問等に関する回答の公表
令和7年4月	④特定事業の選定・公表
令和7年4月	⑤実施要領等の公表
令和7年4月	⑥実施要領等に関する質問受付
令和7年5月	⑥実施要領等に関する質問への回答
令和7年5～6月	⑦参加表明書の受付
令和7年5～6月	⑧参加資格確認結果通知
令和7年8月	⑨事業者提案（提案書）の受付
令和7年9月	⑩優先交渉権者の選定・公表
	⑪基本協定の締結
令和7年11月	⑫事業仮契約の締結
令和7年12月	⑬事業契約の成立

(2) 募集・選定手続き等

①実施方針の公表

本事業の実施方針を本市のホームページにて公表する。

②実施方針に関する質問・意見の受付

実施方針等に記載した内容に関する質問・意見を下記により受け付ける。

(7) 受付期間

- ・令和 7 年 3 月 13 日（木）～令和 7 年 3 月 19 日（水）午後 5 時 15 分まで（必着）

(4) 提出方法

- ・質問・意見の内容を簡潔にまとめ、様式 1「実施方針等に関する質問書」または様式 2「実施方針等に関する意見書」に記入の上、電子メールにて提出すること。
- ・電子メールの件名は「実施方針等に関する質問・意見」とすること。
- ・提出するファイル形式は、Microsoft Word とする。

(5) 提出先

- ・呉市 環境部 環境政策課

E-mail : kansei@city.kure.lg.jp

② 質問等に関する回答の公表

実施方針に関する質問・意見への回答は、令和 7 年 3 月下旬に、本市ホームページにて公表する。

④特定事業の選定・公表

実施方針等に対する質問及び意見等を踏まえ、PFI 法等に定められている考え方・手順に準じて本事業を実施することが適切であると認めた場合、本事業を特定事業として選定し本市ホームページにて公表する。

⑤実施要領等の公表

実施要領、要求水準書、事業者選定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、改修工事請負契約書（案）及び運營業務委託契約書（案）（以下「実施要領等」という。）を公表する。

⑥実施要領等に関する質問受付・質問への回答

実施要領等の内容に関する質問を受け付け、回答は本市ホームページにて公表する。

質問の提出方法等の詳細は公募時に提示する。

⑦参加表明書の受付

応募者は、参加表明書及び資格確認に必要な書類（以下「参加表明書等」という。）を提出すること。

詳細は公募時に提示する。

⑧参加資格確認結果通知

参加資格の確認結果は、参加資格の確認を受けた参加グループの代表者に通知する。

詳細は公募時に提示する。

⑨事業者提案（提案書）の受付

応募者は、本事業に関する事業計画等の提案内容を記載した提出書類（以下「提案書」という。）を提出すること。

提案方法の詳細は実施要領等により提示する。

⑩事業者の選定・公表

事業者の選定に当たり、学識経験者で構成される呉市斎場次期事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募者からの提案書を総合的に評価した上で、最も優れている提案を選定し、最優秀提案とする。

本市は、選定委員会の評価結果を踏まえ優先交渉権者を選定し、応募者に通知するとともに、本市ホームページにて公表する。

⑪基本協定の締結

本市は優先交渉権者と協議を行い、基本協定を締結する。

⑫事業仮契約の締結

本市は、基本協定を踏まえて、優先交渉権者の構成企業及び優先交渉権者の構成員により設立される特別目的会社（以下「SPC」という。）と本事業の事業仮契約を締結する。

⑬事業契約の成立

事業仮契約のうち改修工事請負契約の締結については、呉市議会の議決を経て、事業契約として成立する。

3 参加要件

(1) 応募者の構成

ア 応募者は、施設の改修・設計等業務を行う各企業（施設の改修設計を行う企業（以下「改修設計企業」という。）、施設・設備等の改修を施工する企業（以下「改修施工企業」という。）、火葬炉の改修を行う企業（以下「火葬炉改修企業」という。）、施設の維持管理業務を行う企業（以下「維持管理企業」という。）、施設の運営業務を行う企業（以下「運営企業」という。）及び火葬炉運転業務並びに火葬炉維持管理業務を行う企業（以下「火葬炉運転管理企業」という。）を全て含むこと。

イ 応募者の構成企業のうち、SPCに出資を予定している者を「構成員」とし、SPCに出資を予定していない者を「協力企業」とする。なお、複数の企業が構成員として参加すること。

ウ 応募者は、参加表明時に、構成企業が構成員又は協力企業のいずれの立場であるかを明らかにすること。また、構成員の中から代表企業を定め、代表企業が公募手続きを行うこととする。

エ 構成企業のうち同一の者が複数の業務を兼ねることができることとする。

オ 複数の者が一つの業務を分担することができることとする。

カ 応募者の構成員及び協力企業は、他の応募者の構成員または協力企業として参加できない。

キ 応募者の構成員及び協力企業並びにこれらの者と資本面もしくは人事面において一定の関連のある者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号又は第4号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。以下同じ。）は、他の応募者の構成員及び協力企業になることはできない。

※「資本面において関係のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関係のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている場合をいう。以下同じ。

(2) 共通の参加要件

応募者の構成員及び協力企業は、いずれも次の要件を満たすこと。

- ア 「地方自治法施行令」（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- イ 参加資格申請の提出期限までに呉市の令和 7 年度入札参加資格者名簿に登録しているものであること。
- ウ 参加資格申請の提出期限から優先交渉権者の選定の日までの間に本市の指名停止措置を受けていない者であること。
- エ 「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者でないこと。
- オ 「民事再生法」（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けたものを除く。）でないこと。
- カ 「会社更生法」（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- キ 法人税、法人事業税、消費税、地方消費税及び呉市税を滞納していない者であること。
- ク 呉市暴力団排除条例（平成 24 年呉市条例第 1 号）第 2 条第 3 項に規定する暴力団等である者またはその統制下にある者でないこと。法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体として規制を受けていないこと。
- ケ 本事業において、アドバイザー業務に関与した株式会社地域経済研究所、株式会社ユーデーコンサルティング、北口・繁松法律事務所、並びにこれらの企業と資本面または人事面で関係のある者が参加していないこと。
- コ 選定委員会の委員が属する企業またはその企業と資本面もしくは人事面で関係のある者でないこと。
- サ 「PFI 法」第 9 条の各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 担当業務別の参加要件

施設の改修等、維持管理及び運営の各業務に当たる者は、それぞれ次の要件についても満たすこと。

ア 火葬炉改修企業

- ・平成 28 年（2016 年）以降、官公庁発注の火葬場整備等事業において、一契約で火葬炉を 4 基以上納入及び設置する工事施工実績があること。

イ 維持管理企業

- ・平成 28 年（2016 年）以降、延床面積 2,000 m²以上の官公庁施設の維持管理業務を継続して 3 年以上受託した実績を有していること。
- なお、本業務を複数の企業で実施する場合は、1 者が本要件を満たせばよいものとする。

ウ 運営企業

- ・平成 28 年（2016 年）以降、火葬場の運営業務を継続して 3 年以上受託した実績を有していること。
- なお、本業務を複数の企業で実施する場合は、1 者が本要件を満たせばよいものとする。

エ 火葬炉運転管理企業

- ・平成 28 年（2016 年）以降、官公庁発注の火葬場整備等事業において、一契約で 10 基以上の火葬炉が設置された施設の火葬炉設備の運転・保守管理実績があること。

なお、本業務を複数の企業で実施する場合は、1 者が本要件を満たせばよいものとする。

(4) 参加資格の確認基準日

参加資格確認基準日は、参加表明書等の提出締切日とする。

(5) 参加資格の失効等

ア 参加資格確認基準日から提案書の提出締切日の前日までの間に、応募者の構成員及び協力企業のいずれかが、参加要件を欠くような事態が生じた場合には、当該応募者は本事業公募に参加できない。ただし、代表企業以外の構成員または協力企業が参加資格要件を欠くに至った場合は、当該応募者が、参加資格要件を欠いた構成員または協力企業に代わって、参加要件を満たす構成員または協力企業を補充し、本市が参加資格等を確認し、これを認めた場合には本事業公募に参加できることとする。

イ 提案書の提出締切日から優先交渉権者選定の日までの間に、応募者の構成員または協力企業のいずれかが、参加要件を欠くような事態が生じた場合には、本市は当該応募者を事業者選定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成員または協力企業が参加資格要件を欠くに至った場合は、当該応募者が、参加資格要件を欠いた構成員または協力企業に代わって、参加要件を満たす構成員または協力企業を補充し、本市が参加資格等を確認及び設立予定の SPC の事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさない場合は、当該応募者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができることとする。

なお、補充する構成員または協力企業の参加資格確認基準日は、従前の構成員または協力企業が参加資格要件を欠いた日とする。

ウ 優先交渉権者選定の日翌日から基本協定締結までの間、優先交渉権者の構成員または協力企業のいずれかが、参加要件を欠くような事態が生じた場合には、本市は優先交渉権者と基本協定を締結しない場合がある。この場合において、本市は優先交渉権者に対して一切の費用負担を行わないものとする。ただし、代表企業以外の構成員または協力企業が参加資格要件を欠くに至った場合で、優先交渉権者が、参加資格要件を欠いた構成員または協力企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員または協力企業を補充し、本市が参加資格等を確認及び設立予定の SPC の事業能力を勘案し、事業契約後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、優先交渉権者の参加資格を引き続き有効なものとして基本協定を締結する。

なお、この場合の補充する構成員または協力企業の参加資格確認基準日は、従前の構成員または協力企業が参加資格を欠いた日とする。

エ 基本協定締結日の翌日から事業契約に係る議会の議決日までの間に、優先交渉権者の構成員または協力企業のいずれかが、参加要件を欠くような事態が生じた場合には、本市は優先交渉権者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、本市は優先交渉権者に対して一切の費用負担を行わないものとする。ただし、代表企業以外の構成員または協力企業が参加資格要件を欠くに至った場合は、優先交渉権者が、参加資格要件を欠いた構成員または協力企業に代わって、参加資格

要件を満たす構成員または協力企業を補充し、本市が参加資格等を確認及び設立予定の SPC の事業能力を勘案し、事業契約後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、優先交渉権者の参加資格を引き続き有効なものとして事業契約を締結する。

なお、この場合の補充する構成員または協力企業の参加資格確認基準日は、従前の構成員または協力企業が参加資格を欠いた日とする。

(6) SPC 設立等の要件

- ・ 優先交渉権者の構成員は事業仮契約の締結前までに、本事業の実施を目的とした SPC を設立すること。
- ・ SPC は「会社法」に定める株式会社とし、本事業以外の事業を実施してはならない。
- ・ SPC の法人登記上の本店の所在地は呉市とすること。
- ・ 構成員は SPC へ出資することとし、構成員以外の者が SPC へ出資することは認めない。
- ・ 代表企業の SPC への出資比率は出資者中最大とすること。
- ・ 全ての出資者は、事業契約が終了するまで SPC の株式を保有するものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

(7) 提案書類の取扱い

ア 著作権

提案書の著作権は応募者に帰属するものとする。ただし、本市は、本事業の公募時及び本市が必要と判断した場合には、優先交渉権者の提案書の一部または全部を無償で使用できることとする。また、優先交渉権者以外の応募者の提案については、応募者の承諾なく本事業の選定結果の公表以外の目的には使用しない。

なお、提出を受けた書類は返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法及び運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として事業者が負うこととする。

4 審査及び事業者の選定に関する事項

(1) 選定委員会の設置

提案書類の審査に当たり、透明性及び公平性を確保することを目的として、学識経験者等で構成される呉市斎場次期事業者選定委員会を設置する。

(2) 審査の方法

審査は、参加資格を確認された応募者の提案について、事業内容に関する提案と提案価格を総合的に評価する。

評価の基準や提案書類の提出方法等の詳細は、実施要領等により提示する。

(3) 公募の中止等

本事業公募に関する妨害または談合行為の疑い、不正または不誠実な行為等により本事業公募を公正に執行できないと認められるとき、または競争性を確保し得ないと認められるときは、公募の執行延期、再公募または公募の取り止め等の対応を図る場合がある。

(4) 優先交渉権者を選定しない場合

事業者の募集及び優先交渉権者の選定の過程において、応募者がいない、あるいは、いずれの応募者も本市の財政負担額の縮減が見込めない等の理由により本事業を実施することが適当でないと判断された場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに本市ホームページにて公表する。

第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、本市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、事業者が担当する業務については、事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクは、原則として事業者が負うものとする。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスクにおける本市と事業者間の責任分担は、原則として「別紙1 リスク分担表(案)」によることとし、具体的な内容については、公募時に基本契約書(案)、改修工事請負契約書(案)及び運營業務委託契約書(案)として示す。

3 事業の実施状況のモニタリング

本市は、要求水準を事業者が遵守していることを確認するため、本事業の実施状況、サービス水準についてモニタリングを行う。モニタリングに必要な費用は原則として本市が負担することとするが、事業者自らが実施するモニタリングにかかる費用や本市が実施するモニタリングに必要な書類の作成等については、事業者の責任及び費用負担により行うこととする。

モニタリング方法等の詳細については、公募時に示す。

本市によるモニタリングの結果、事業者が実施する業務が事業契約に定める本市の要求水準を満たしていないと判明した場合は、本市は事業者に業務内容の速やかな改善を求めるとともに、業務の未達成に応じてサービス購入料の減額、契約解除等を行うこととする。事業者は本市の改善勧告に対し、自らの費用負担により、改善措置を講じることとする。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 施設の立地条件

所在地	呉市焼山町字鍋土 17023 番地の 24
敷地面積	19,979.10 m ²
用途地域等	市街化調整区域
建ぺい率	60%
容積率	200%

2 施設の概要

建築面積	2,477 m ²
延床面積	3,803 m ²
規模	地上 2 階
構造	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）
諸室構成等	火葬炉 12 基（うち胞衣炉 1 基、動物炉 1 基） 告別室 3 室 炉前ホール 収骨室 3 室 待合室 7 室 待合ロビー・ホール 授乳室 キッズルーム エレベーター 1 基

第5 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約等の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は誠意をもって協議をするものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、事業契約等に定める具体的措置によることとする。

また、事業契約等に関する紛争については、広島地方裁判所呉支部を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

本市は、事業者が事業契約で定めるところにより、事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、または、その懸念が生じた場合には、事業者に対して改善を図ることを求めることとし、改善が認められない場合は、事業契約の解除を行うことができる。

上記により本市が事業契約を解除した場合、本市は事業者に対して、本市が被った損害の賠償を請求することができる。

2 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

事業者は、本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難と合理的に判断される場合、事業者は事業契約を解除することができる。

上記により事業者が事業契約を解除した場合、事業者は本市に対して、事業者が被った損害の賠償を請求することができる。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力、その他、本市または事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合には、本市及び事業者は、事業継続の可否について協議することとする。なお、一定期間内に協議が整わなかった場合、本市は事業契約を解除できることとする。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置

法令の改正等により、法制上または税制上の新たな措置が適用されることとなる場合は、その措置によることとする。

2 財政上及び金融上の支援

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、本市はこれらの支援を事業者が受けることができるよう努める。

3 その他の支援に関する事項

本市が支払うサービス購入料の一部に地方債等をもって充てる可能性を考慮し、事業者は、本市の申請手続き等に協力することとする。

なお、支払方法及び支払時期の詳細等については、公募時に示す。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

(1) 債務負担行為

本市は、本事業の公募の開始までに、呉市議会の議決を経て債務負担行為の設定を行うものとする。

(2) 契約締結

本市は、改修工事請負契約の締結について、呉市議会の議決を経るものとする。

2 提案に伴う費用負担

提案及び説明会等への出席等に伴う費用については、全て応募者の負担とする。

3 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、本市のホームページにて公表する。

4 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は日本語、単位は「計量法」（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

5 問い合わせ先

呉市環境部環境政策課

住所：〒737-8501 広島県呉市中央4丁目1番6号 本庁舎7階

電話：0823-25-3298

FAX：0823-32-1621

E-mail：kansei@city.kure.lg.jp

別紙１ リスク分担表（案）

本リスク分担表（案）は、各項目に示すリスクの分担についての基本的な考え方を示すものである。詳細については、公募時の事業契約で明らかにする。なお、事業契約と重複する箇所については事業契約の規定が優先する。

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
共通	事業公募	実施要領等の誤記、指示漏れ等により、本市の要望事項が達成されないこと	●	
	契約締結	本市に帰すべき事由により契約が結ばない、契約締結が遅延する等	●	
		議会の否決等により契約が結ばない、契約締結が遅延する等	●	●※1
		事業者に帰すべき事由により契約が結ばない、契約締結が遅延する等		●
	資金調達	本市が資金を確保できないことによる支払の遅延・不能	●	
		事業者が必要とする資金を確保できないこと		●
	用地確保	事業用地の確保に関するもの	●	
	周辺住民あるいは施設利用者への対応	本事業の業務の実施内容に対する周辺住民あるいは施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		●
		上記以外のもの	●	
	政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、本事業の継続に支障が生じた場合または業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の業務遂行における当該事業変更による増加経費負担	●	
	法令等変更	本事業に直接関係する法令（税制度を除く。）等の新設・変更に関するもの	●	
		上記以外の法令（税制度を除く。）の新設・変更に関するもの		●
	税制度変更	「消費税法」の変更による、サービス対価の支払に係る消費税の増減	●	
		法人税等の変更によるもの		●
	物価変動	維持管理・運営期間中の物価変動に関するもの	●	▲※2
	許認可取得	本市の責に帰すべき事由により取得すべき許認可が取得できないことによるもの	●	
		事業者の責に帰すべき事由により取得すべき許認可が取得できないことによるもの		●
	書類の誤り	本市が提示した書類の誤りによるもの	●	
		事業計画書等の事業者が提案、作成した内容の誤りによるもの		●
	書類等の損傷等	事業者が善良なる管理者の注意義務を怠ったこと等により生じた第三者の責めによる損傷等		●
	第三者賠償	本市の責に帰すべき事由による第三者への損害によるもの	●	
		事業者の責に帰すべき事由による第三者への損害によるもの		●
	環境保全	本市が行う業務に起因する環境の悪化によるもの	●	
		事業者が行う業務に起因する規定値以上の有害物質・騒音・臭気や光の排出・漏洩に関するもの		●
	債務不履行	本市の責に帰すべき事由による債務不履行	●	
		事業者の責に帰すべき事由による債務不履行		●
	要求水準未達リスク	事業期間中、要求水準を満たせないこと		●
	要求水準変更	要求水準の変更に伴うもの	●	
	セキュリティ	警備の不備等による情報漏えい、犯罪発生		●

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
共通	事故発生	改修維持管理・運営業務における事故の発生		●
	事業中止・遅延	本市の指示、本市の債務不履行によるもの	●	
		事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		●
	地盤沈下	本市の責に帰すべき事由による地盤の沈下に伴う工事費や対策費の増大	●	
		事業者の責に帰すべき事由による地盤の沈下に伴う工事費や対策費の増大		●
	用地瑕疵	本市が提示した資料等により通常予測可能な用地の瑕疵に関するもの		●
		上記以外の予測できない用地の瑕疵に関するもの	●	
	不可抗力	暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の本市または事業者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象等の不可抗力による費用の増大、計画遅延・中止等	●	●※3
改修	設計変更	本市の指示、提示条件の不備・変更による設計変更に係る費用の増大、計画遅延に関するもの	●	
		事業者の提案内容の不備・変更による設計変更に係る費用の増大、計画遅延に関するもの		●
	調査	本市が実施した調査部分に関する誤り	●	
		事業者が実施した調査部分に関する誤り		●
	着工遅延	本市の指示、提示条件の不備・変更によるもの	●	
		上記以外の要因によるもの		●
	工事費増大	本市の指示、提示条件の不備・変更によるもの	●	
		上記以外の要因によるもの		●
	工事遅延	本市の責に帰すべき事由によるもの	●	
		事業者の責に帰すべき事由によるもの		●
	一般的損害	工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害		●
維持管理・運営段階	維持管理運営費増大	本市の指示による事業内容の変更等に伴う維持管理・運営費用の増大	●	
		上記以外の要因によるもの		●
	施設の契約不適合	事業契約に規定する期間中に見つかった施設の契約不適合に関するもの		●
		事業契約に規定する期間後に見つかった施設の契約不適合に関するもの	●	
	業務開始遅延	本市の指示によるもの	●	
		上記以外の理由によるもの		●
	施設設備機器劣化	事業者の責に帰すべき事由（適切な維持管理業務を怠ったこと等）及び経年による施設設備機器の劣化に関するもの		●
		上記以外の特殊事由による施設の劣化に関するもの	●	
	施設・備品の損傷・盗難等	事業者が善良なる管理者の注意義務を怠ったこと等による第三者の責めによる損傷等		●
		上記以外の要因による損傷等	●	

	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
段階	備品更新	本市の指示による維持管理・運営業務に関する備品等の更新	●	
		上記以外の要因によるもの		●
	施設修繕	経年劣化により必要となる修繕		●
	光熱水費の変動	光熱水費の変動	●	▲※2
	大規模修繕	大規模修繕等の発生に関するもの		●
		想定外の災害等事業者の責に帰すべき事由によらない場合	●	
	残骨灰・集じん灰の管理・処理業務	残骨灰・集じん灰の管理		●
	災害時及び非常時の対応	災害時及び非常時の対応のために必要な追加費用	●	
		上記以外及び事業者の責に帰すべき事由により発生した費用		●
事業終了時	施設の性能確保	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		●
	移管手続き	事業契約終了時の施設移管手続き、業務引継ぎ及び事業者側の清算手続きに要する費用に関するもの		●

(●主負担、▲従負担)

- ※1 契約が締結できないまたは契約手続きに時間がかかる場合、本事業に要した本市及び事業者の費用等は、各々の負担とする。
- ※2 一定範囲を超える物価変動については、サービス購入料を見直すことも含め検討している。
- ※3 一定の金額以下は事業者負担、それを超える場合は本市負担とする。